

に定める基準に基づき、防犯灯を設置しなければならない。ただし、設置器具については、環境に配慮した LED 防犯灯の設置に努めなければならない。

(駐車施設)

第 19 条 事業者は、宅地開発区域内に計画戸数 1 戸につき 1 台以上の駐車場所（市長が別に定める基準に基づき設置すること）及び必要な台数の自転車置場を設置しなければならない。ただし予定建築物が共同住宅及び長屋住宅であって、「商業地域」「駅隣接の近隣商業地域」「商業地域に隣接する近隣商業地域」にある場合（開発区域の一部がかかるものを含む）は、計画戸数 1 戸につき 0.5 台以上（小数点以下は切り上げる）の駐車場所（市長が別に定める基準に基づき設置すること）及び計画戸数 1 戸につき 1 台以上の自転車置場を設置しなければならない。なお、予定建築物が共同住宅及び長屋住宅の用途に供する建築物である宅地開発において、土地利用上やむを得ない場合は、市長が別に定める基準に基づき駐車場所を設置することができる。

(消防施設等)

第 20 条 事業者は、開発区域内又はその周辺に、消防水利施設を和泉市消防本部開発指導基準により設置しなければならない。

2. 事業者は、地上階数が 4 以上の建築物を建築する場合は、はしご車等の消防車両が開発区域外から進入できる進入路及び当該車両が活動することができる空地、空間を和泉市消防本部開発指導基準により設けなければならない。
3. 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、消防用設備等の状況から判断して、火災の予防上必要があると認める場合又は火災が発生したならば、人命に危険であると認める場合、この基準以外のことについて、事業者に助言、指導、勧告を行うことができる。
4. 消防長又は消防署長は防火対象物の位置、構造、消防用設備等の状況から判断して、この基準によらなくとも火災の発生及び延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるとき又十分な消防活動が確保され、この基準と同等以上であると認めるときは適用しないことができる。

(文化財の保護及び取扱い)

第 21 条 事業者は、埋蔵文化財包蔵地及びその周辺において宅地開発を行う場合は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 条）第 93 条及び第 94 条の規定を遵守しなければならない。